

「輸入種苗検疫要綱」
(昭和53年 9 月30日53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)の一部改正
新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改 正 後	現 行
(目的及び定義) 第 1 1 ~ 2 [略] 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。 ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」(昭和47年 8 月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。)及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」(昭和58年 9 月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達)の規定による本邦以外の港・空港を仕向地とする積替え(トランシップ、トランジット)のための一時卸下を除くものとする。 4 ~ 8 [略]	(目的及び定義) 第 1 1 ~ 2 [略] 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。 ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」(昭和47年 8 月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。)及び「航空コンテナ積替確認実施要領」(昭和58年 9 月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達)の規定による本邦以外の港・空港を仕向地とする積替え(トランシップ、トランジット)のため 4 ~ 8 [略]